

たあれば、先腹の子の疎にならんことをおそれ、男子は七八歳におよべば、父を勧めて出家せしむ、女子はことごとく京へのほせ人の婢女となすか、れば先腹の子どもも、其慈愛にひかれて至孝なり、兄は家を嗣妹は彼實子の京に出し、義理をおもひ、吾も京へ出んといふを免さず、しひて隣村へ嫁せしむ、さればふかく其恩を感じ、繼母の生涯起居をとふこと怠る時なし、長女後髪をおろしけるが、彼出家の子ども、某々の寺の住職となりしもの、折々に呼迎ふれども、實子の愛にひかれて、先腹の子のかたに居らずといはれんはうるさしとて、あへて省みず、其賢なる名遠近に聞えて、人たとみけるが、安永六戊のとし、老せまりて身まかりぬとぞ。

〔近世畸人傳一〕甲斐栗子

栗子は甲斐の國山梨郡の農夫某が妻なり、○中山拔といふことにあひ、  
○註水に溺れ死す、その時屍を掘出してみれば、十二なる養子を背に負、八ツになりける實の子の手を引、有けり、幼きかたをこそ背には負べきに、長じたるを負るは、此時に臨て遁んとかまふるにも、養子をおもくするの義をおもふなるべし、女といひ邊鄙の産なり、何のまなぶ所もあるまじきに、天性の美かくのごときは、世に有がたきためしなるべし。

雜載

〔子弟訓〕義

へつらはすおごることなく、あらそはず、欲をはなれて、義理をあんせよ。